

\*\*\*\*\*

保全通信 2025年2月号〔No.11〕

(一社)千葉県環境保全センターメールマガジン

\*\*\*\*\*

はじめに

1月28日、新春賀詞交歓会にご参加いただいた皆様、ありがとうございました。ゆっくりご挨拶が出来ず申し訳ございませんが多くの来賓や会員の皆様とお会いでき嬉しく思います。

―――目次―――

- 1.令和7年1月の活動報告
- 2.令和7年2月以降の行事（予定）
- 3.千葉県議会 1月30日「質問と返答（速報）」
- 4.能登半島地震の復旧に関する事項
- 5.Coffee break

=====

- 1.令和7年1月の活動報告

=====

○千葉県庁へ新年の挨拶まわり

訪問日：1月10日(金)

訪問先：環境生活部長室

水質保全課・循環型社会推進課

危機管理政策課・議会事務局等

訪問者：伊藤理事長 小野専務理事

○公明党千葉県本部 新春賀詞交歓会

開催日：1月15日(水)

場 所：東京ベイ幕張ホール

参加者：伊藤理事長 小野専務理事

○千葉県廃棄物適正処理推進大会

開催日：1月16日(木)

場 所：千葉県教育会館 新館大ホール  
保全センター会員（従業員）様より  
環境衛生促進協議会会長感謝状被表彰者 3 名

○浄化槽関係者会議

開催日：1月17日(金)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター

出席者：千葉県環境生活部水質保全課浄化槽班

千葉市 収集業務課

船橋市 環境衛生課

(公社)千葉県浄化槽検査センター

(一財)千葉県環境財団

(一社)千葉県環境保全センター

○日本環境保全協会賀詞交歓会

開催日：1月21日(火)

場 所：KKR ホテル東京

○滝田敏幸千葉県議会議長就任パーティー

開催日：1月27日(月)

場 所：TKP ホテル千葉

○千葉県環境保全センター新春賀詞交歓会

開催日：1月28日(火)

場 所：オークラ千葉ホテル

参加者：御来賓 51 名 会員 81 名

○青年部役員会

開催日：1月28日(火)

場 所：オークラ千葉ホテル

参加者：役員 8 名

○モアコンパクト型浄化槽に関する講習会

開催日：令和7年1月29日(水)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター

2階会議室

受講者：25 名

=====  
2.令和7年2月以降の行事（予定）  
=====

○執行部会

開催日：2月12日(水)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター  
2階会議室

○支部懇談会(柏・野田支部)

開催日：2月14日(金)

場 所：きり 柏別邸

○青年部会通常総会

開催日：2月15日(土)

場 所：ホテルポートプラザちば

○執行部会・理事会

開催日：3月5日(水)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター  
2階会議室

○新風会

開催日：3月14日(金)

場 所：鷹の台カンツリークラブ

=====  
3. 千葉県議会 1月30日「質問と返答(速報)」  
=====

○1月30日（木）千葉県議会において

篠田哲弥議員（松戸市選出・公明党）により  
環境省環境再生・資源循環局長通知（0930  
通知）について質問をしていただきました。  
千葉県議会のHPに内容がアップされていま  
すのでご確認出来ます。

千葉県議会録画中継

↓ ↓

<https://x.gd/YHpsu> (URL 短縮)

【代表質問 1 回目】 33:50～  
【答弁 黒野 副知事】 1:13:20～  
【代表質問 2 回目】 1:33:20～  
【答弁 環境生活部長】 1:38:15～  
【要 望】 1:39:10～

=====

#### 4. 能登半島地震の復旧に関する事項(災害復旧)

=====

①日本環境保全協会より下記の通り検討会の案内が届きましたのでご連絡いたします。

内容：令和6年度災害廃棄物対策推進検討会

とき：令和7年2月6日(木)

時間：15:00～17:30

形式：対面及びオンラインのハイブリット

YouTubeにて傍聴可能

【環境省災害廃棄物対策情報配信チャンネル】

添付ファイルあり

<https://x.gd/0WB5f> (URL 短縮)

添付ファイルあり

②全浄連より下記の通りシンポジウムの案内が届きましたのでご連絡いたします。

内容：能登半島地震・豪雨災害の復旧支援

活動シンポジウム

とき：令和7年2月21日(金)

時間：13:30～16:30

形式：対面及びオンラインのハイブリット

YouTubeにて傍聴可能(招待メール必要)

▼Web 参加(YouTube 傍聴)希望の方は添付ファイル「能登半島地震・豪雨災害の復旧支援活動シンポジウム」より申込方法をご参照の上、お申込みください。

=====

## 5.Coffie break 浄化槽法制定と議員立法

=====

今回は浄化槽法の創設についてお話を致します。厚生次官（当時）から各都道府県・政令市長宛てに送れた通知文を見ながら確認してみましょう。

近年、生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する国民の要請が高まりつつあるが、下水道の整備に財政的及び時間的な制約がみられることから、水洗化人口の半数以上が浄化槽に依存しており、今後とも浄化槽が生活環境の保全に果たす役割は重要であると考えられる。

浄化槽は、従来、その構造については建築基準法により規制され、また、保守点検、清掃等の維持管理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されてきたところであるが、浄化槽の設置、保守点検、清掃等の適正を欠くため、浄化槽からの放流水が公共用水域の汚濁源となる場合が少なくない状態にある。このため、浄化槽に関する包括的な制度を整備し、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃にわたる一連の過程において所要の規制を強化するほか、浄化槽の設置及び管理に係る者の義務を明確にするとともに、その資格制限を創設することにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために本法が制定されたものである。

①制定以前は多くの法律や省庁に複雑に交わっていた。そこで、浄化槽に係る包括的な制度を

整備し、浄化槽の製造、設置、保守点検、清掃及び法定検査という一連の過程における規制を強化した。

②また、浄化槽の設置や管理に関係する者の義務を明確にし、併せてその資格制度を創設した。国家資格の制定によりし尿等の適正な処理を図ることとした。浄化槽法は議員立法（国会議員が立案した法律を提出、成立）による法律です。改正においても基本的には議員立法による改正となります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

#### 編集後記

今月は盛りだくさんの内容となっております。速報や会員の皆様が参加できるイベントなどこれからもお伝えして行けるように精進いたします。

\*\*\*\*\*  
一般社団法人千葉県環境保全センター  
〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1  
Tel 043-245-4222 Fax 043-245-4223  
E-mail : [info@kankyohozen.com](mailto:info@kankyohozen.com)  
H P : <https://kankyohozen.com/>  
\*\*\*\*\*